

40代～60代で増えています！ 「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!?

令和2年3月16日（7号）横浜市経済局消費経済課

最近、ネット広告でよく見かける「初回限定」、「モニター価格」、「お試し」の文字。お得な情報につられていませんか？しっかり確認しないと予期せぬ出費を招くかも…

こんな相談がありました！

こんなはずでは…



© YUKI ISHII

- スマホ広告を見てお試しだと思って痩身サプリの契約をした。通常1袋4,000円が、商品は無料で送料300円のみ発生すると書いてあった。商品が届き、代金を支払ったが、後日同じ商品が20袋届いた。請求代金は40,000円で4か月分のような。
- ネットでお試し1,100円の美白乳液を購入した。昨日、商品が届いたが、2回目以降は13,000円と高額で4回以上の購入が条件とわかった。定期購入を解約するには、初回を単品購入（1万6,000円）に変更して差額を支払う必要があると記載がある。解約の連絡をしたいが、電話が混み合っているとアナウンスされ繋がらない。

手口や特徴



○回購入が条件となっているので、顧客都合による中途解約はできない

『初回限り、特別に安価で提供！』

『初回、85%オフ』

- SNS上の広告や動画広告では商品の効果や低価格が強調されている。
- 「低価格での購入は、定期購入が条件であること」が販売サイトで確認しづらい。（表示はあるが文字が小さい、申込確認画面で総額が表示されない など）
- 1回だけ購入のつもりが、定期購入で総額数万円の支払いになることも!?

ここに気をつけて！「かしこポイント」



- 「定期購入が条件となっていないか」「支払総額はいくらか」サイトの隅々まで確認！特にスマホは画面が小さいため、販売サイトや最終確認画面の内容を確認する際は、より注意が必要です。スクリーンショットを撮るなど、記録しておくといいでしょう。
- ネットショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はありません！「解約・返品ができるか」、「解約・返品できる場合の条件」等は広告に表示されている内容に従うことになるため、購入前にチェックが必要です。

横浜市消費生活総合センター

相談専用電話

045-845-6666

受付時間

【平日】9:00～18:00 【土・日】9:00～16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)を除く